

“市民みんなで育てる まちづくりのルール”

「日光市まちづくり基本条例」

～共有・参画・協働で、心を感じる市民自治のまち「日光」を実現しよう～

● 私たちにできることがある 私たちがすべきことがある ●

— 日光市まちづくり基本条例・前文 —

私たちのまち日光市は、四季折々の豊かな自然、そして歴史を語る文化遺産・産業遺産など、世界に誇る多くの財産や多様な観光・地域資源を有しています。

そして、先人たちはこの恵まれたまち日光に誇りを持ち、心をひとつにこの貴重な財産を守り育んできました。

“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい。”

時の流れとともに見失いつつある「心」。私たち日光市民は、先人の残してくれた自然や文化、産業などの貴重な恵みを生かしながら、未来にわたって愛し続けることができるまち“心を感じるまち日光”を力を合わせて創っていかねばなりません。

“私たちにできることがある。私たちがすべきことがある。”

それは、まさに市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること、すなわち、主体的にまちづくりに関わることです。

私たちは、このまちづくりを通して、人と人との絆の大切さを再認識し、豊かな心を育て、互助の精神を身につけた元気な市民となることができるのです。子どもからお年寄りまでのみんなの元気、私たちの暮らす地域の元気、それが日光市の元気へとつながって、市民自治のまちの実現に向けた大きな力となるのです。

私たちは日光を愛する市民として、一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創るため、日光市の最高規範としてこの条例を制定します。

「日光市まちづくり基本条例」ってなあに？

日光市まちづくり基本条例は、市民みんなで育てるまちづくりのルールです。市民と市議会、市役所が一体となって、まちづくりを進めていく基本理念を定める。そして、それをもとにさらなる“市民が主役のまちづくり”を推進していく。これが、日光市まちづくり基本条例です。

まちづくり基本条例を知ろう!!

まちづくりとは…

皆さんの暮らす地区や地域、そして市全体が、皆さんにとって「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思えるような取り組みです。



条例の特徴（日光市らしさなど）

- * 心をキーワードにした前文
- * 将来の日光市を支える若者のための、青少年がまちづくりに参画する権利（第4条）
- * 生涯学習や人づくりによるまちづくりの重要性（第14条・第15条）
- * 安全安心、防犯や少子高齢化の進展などにより、互助組織として重要な役割を持つ「自治会」や、活発に活動する「市民活動団体」への参加意識の向上（第17条・第18条）
- * 緊急時や不測の事態などによって、市全体が危機的な状況に陥るような場合に備えた市や市民の体制強化（第23条）
- * 全国で第3位の広大な面積を有する当市における、市内の各地域間連携の重要性（第24条）
- * 国際観光文化都市「日光」としての、国際的な連携の重要性（第26条）

【目的と基本理念】（第1章：第1条～第3条）

共有・参画・協働を基本理念として、市民・市議会・市の役割などを定め、市民一人ひとりの多様な価値観を尊重しながら、市民自治の実現（市民が主役のまちづくり）を目指します。

- * 共有とは“市民・市議会・市が情報や資源などを共に持つこと”です。
- * 参画とは“市民が主体的にまちづくりに関わること”です。
- * 協働とは“市民・市議会・市が、共に考え、協力し、行動すること”です。

市民が主役のまちづくりを推進するために

- 第3章 情報共有（情報の共有、説明・応答の責任、個人情報の保護）
- 第4章 まちづくりへの参画（市の役割、市民の役割）
- 第5章 協働（パートナーシップ）体制の整備
- 第6章 まちづくり団体（自治会、市民活動団体）
- 第7章 住民投票
- 第8章 行政及び財政の運営（総合計画、まちづくり評価）

条例を守り育てるために

- 第11章 条例の位置付け（最高規範性、条例の検討及び見直し）

市 民

日光市に暮らす、すべての人
日光市で活動する団体及び事業者

市民の権利 (第4条)

- * まちづくりに参加する権利があります。
- * 必要な情報を知る権利があります。
- * 参画・不参画で不利益は受けません。



市民の責務 (第5条)

- * まちづくりに参画しようとする意識を持つようにします。
- * 参画するときは、自主性を持ち、自分の発言・行動に責任を持ちます。

市民のみなさんは、

- ◆市のホームページや広報紙などから市が抱えている課題やこれからの計画などのまちづくりに関する情報を知ることができます。
- ◆各種審議会や懇談会、シンポジウムなど多様な参画方法でまちづくりに関わることができます。
- ◆パブリックコメントや市長への手紙など、まちづくりに対して意見を提出することができます。

市 議 会

日光市のことを
決めていく 機関

市議会の責務 (第6条)

- * 市政の発展と市民福祉の向上のため、権能を行使し、市政経営の監視・抑制をします。
- * 公正・公平な議会運営を行うとともに、市民の意見を市政に反映します。
- * 政策提言及び政策立案のため、積極的な調査活動を行います。
- * 議員は、議会の役割・責務を認識し、誠実に職務を遂行します。

市 役 所

市民のためにいろいろな
ことをする 機関

市の責務 (第7条)

- * 共有・参画・協働のもとに、まちづくりを推進します。
- * 市民に情報を提供するとともに、説明し、質問にも応答します。
- * 市民が参画できるよう、多様な参画方法を用意します。
- * 市民の活動を支援し、市民との協働に努めます。

日光市まちづくり基本条例 Q&A

Q1 なぜ、この条例が必要なのですか？ないと困るのですか？

2000(平成12)年以降、地方分権の推進により、国と地方は対等の関係となり、自治体は「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」ことが求められました。

日光市でも、“市民が主役のまちづくり”をより一層推進していくために、これからのまちづくりをどのような考えで進めていくのかを明らかにし、そのためのルールを条例という形で分かりやすく定めました。

Q2 条例によって何が変わるのですか？

市民、市議会、市役所が、それぞれの役割と責任を理解し合い、共に考え、行動することが出来るようになり、市民の皆さんの意向を適切に反映した開かれた市政経営が行われるようになります。

しかし、すぐに私たちの暮らしが劇的に変わるわけではありません。この条例を市民の皆さんと共に守り、育てていくなかで、少しずつ着実に変わっていくものと考えています。

Q3 この条例にはどのようなことが定められていますか？

この条例は、日光市のまちづくりに関する基本的な「理念・原則・制度」などを定めたものです。

この条例をより有意義なものとしていくためには、市民一人ひとりが受身的な発想ではなく、「私たちにできることがある 私たちがすべきことがある」という意識を持って、できる範囲で積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。

Q4 私たち市民は何をしたらよいですか？

例えば、市が抱えている課題や市の計画など、まちづくりに関する情報を市のホームページや広報紙などから知ることができ、パブリックコメントや市長への手紙、審議会やシンポジウムなど多様な参画方法でまちづくりにかかわることができます。ただし、このような活動だけがまちづくりではなく、地域の清掃活動や自治会の活動に参加することも市民の皆さんができるまちづくり活動の一つです。

Q5 市民は、必ずまちづくりに参加しなければいけないのですか？

市民の皆さんには、まちづくりへの積極的な関わりが期待されています。しかし、様々な事情により参加できない方もいます。

参加しないことで、個人の権利などに何ら影響を及ぼすものではありませんし、参加を強制するものでもありません。

Q6 日光市のまちづくりの最高規範とはどういうことですか？

この条例は、日光市のまちづくりを進めていくための市政経営の基本理念、基本原則や仕組みを定めています。

そのため、他の条例や計画、事業などは全てこの条例の考え方に即して行われることとなることから、最高規範（一般的に「自治体の憲法」）という位置付けになっています。

まちづくり基本条例が真の自治の最高規範となるには、これを尊重していこうとする市民、市議会、市役所の共通認識が何よりも重要です。

日光市まちづくり基本条例 解説

前文（表紙に記載）

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 各主体の権利と責務（第4条―第7条）

第3章 情報共有（第8条―第10条）

第4章 まちづくりへの参画（第11条・第12条）

第5章 協働（パートナーシップ）体制の整備（第13条―第15条）

第6章 まちづくり団体（第16条―第18条）

第7章 住民投票（第19条）

第8章 行政及び財政の運営（第20条―第22条）

第9章 危機管理（第23条）

第10章 連携（第24条―第26条）

第11章 条例の位置付け（第27条・第28条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、日光市のまちづくりに関する基本理念を定め、市民、市議会及び市の役割並びに責務を明らかにするとともに、市が行うまちづくり施策の基本的事項を定め、もって多様な価値観を認め合う、市民自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めています。

基本理念とは「共有・参画・協働」を指し、基本的事項とはその実現に向けた原則（守るべきもの）となるものです。

それらをもとに、市民一人ひとりが持つ多様な価値観を尊重しながら、地方自治の本旨である市民自治の実現「市民が主役のまちづくり」を目指すものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民それぞれの住む地域及び市全体を将来にわたって暮らしやすく、かつ、快適なものとしていくための公益的な取り組みをいう。
- (2) 市民 日光市に居住する者、働く者、学ぶ者並びに市内において活動する団体及び事業者をいう。
- (3) 共有 市民、市議会及び市又は市民同士が情報、資源等を共に保有することをいう。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に関わり、行動し、又は責任を果たすことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が、互いの役割及び責任のもとに、まちづくりのために共に考え、協力し、又は行動することをいう。
- (6) まちづくり団体 自治会、市民活動団体等市民が互いに助け合い、そして思いやりのある社会を形成するために組織している団体及び集団をいう。

【解説】

この条例のキーワードとなる用語の意義を定めています。

それぞれの言葉は、一般的に多種・多様な意味を持っていますが、本条例では単一的かつ包括的な表現で表すこととしています。

○まちづくり→様々な活動や取り組みが想定されるため、概念的な言葉として使用します。

○市民→居住する市民だけでなく、市内のボランティアやNPO法人、各種事業者等、営利・非営利を問わず、様々な団体なども含めて広く市民として位置づけています。

○共有→情報だけでなく、資源・責任・負担・課題及び成果についても共有します。

○参画→市民としての責任を果たす関わりであり、参加も参画への過程として含まれるものです。

○まちづくり団体→様々な目的のために、思いやり（心）のある活動をしている団体（集団）を大きな意味で捉えています。（2012年条文、解説一部改正）

（基本理念）

第3条 市民、市議会及び市は、共有、参画及び協働のもとに、相互理解及び信頼による市民自治の振興を図らなければならない。

2 市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報、資源、責任、負担、課題及び成果を互いに共有することを基本としなければならない。

3 市は、まちづくりにおける市民の参画を保障するとともに、市民は、自主的及び自立的に参画する権利並びに責務を有するものとする。

4 市民、市議会及び市は、まちづくりにおいて、互いの立場を尊重するとともに、市民一人ひとりの基本的人権及び多様な価値観を認め合いながら協働の推進に努めなければならない。

【解説】

この条例の柱となる「共有・参画・協働」を基本理念として定めたものです。

市民・市議会・市が様々なものを共有し、市民はまちづくりに主体的に参画し、それによって互いに理解・信頼し合いながらまちづくりをしていくことが三つの柱であるとの考えから、それを基本として、市民自治の実現「市民が主役のまちづくり」を目指すことを理念として謳っています。

共有とは、情報だけでなく、資源や責任、負担、課題、成果など、メリット・デメリットも互いに共有していくといった考え方から具体的に例示しています。

参画については、市はその仕組みづくりを行うことが重要であり、市民は参画する権利と責務の双方を持つものとしています。

それらをもとに、市民・市議会・市は互いの立場を理解しあいながら協働の推進に努めなければなりません。そのなかでは市民一人ひとりの主体性を重視し、基本的人権と多様な価値観を認め合わなければならないとしています。

第2章 各主体の権利と責務

(市民の権利)

- 第4条 市民は、まちづくりの主体として、自らまちづくりに関し、意見を述べるとともに、参画する権利を有する。
- 2 市民のうち、年齢満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利を有する。
- 4 市民は、まちづくりへの参画又は不参画によって、何らの不利益な扱いを受けることがない。

【解説】

まちづくりの主役である「市民」の権利を定めたものです。

「参画する権利」と「情報を知る権利」を有するとしていますが、特に将来の日光市を支える若者のために、18歳未満の青少年がまちづくりに参画する権利を別に定めました。

また、市民一人ひとりの主体性を重視し、基本的人権と多様な価値観を認め合うことから、参画、不参画によって不利益を受けないこととしています。

(2021年条文、解説一部改正)

(市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、共有、参画及び協働を基本とし、まちづくりに参画しようとする意識を持つよう努めなければならない。
- 2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、自主性及び自立性を持つとともに、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

【解説】

前条の権利に対し、責務について定めたものです。

市と協働して、市民が主役のまちづくりを推進していくためには重要な部分であり、市民のまちづくりへの参画に対する意識向上を図るものとしています。

また、市民一人ひとりが自ら考え、自己決定・自己責任による市民自治を実現していくために、「自らの発言と行動に責任を持つ」ことを定め、批判や行政依存ではなく、建設的な提言・提案・行動が図れるようにしています。

(市議会の責務)

- 第6条 市議会は、市民の代表から構成される市の意思決定機関として、市政の発展と市民福祉の向上のため、その権能を行使するとともに、市政経営の監視及び抑制をするものとする。
- 2 市議会は、公正、公平な開かれた議会運営を行うとともに、市民の意見を市政に反映させ、市議会に対する市民の関心を高めるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、議会を活性化し、政策提言及び政策立案のため、積極的な調査活動を行うものとする。
- 4 市議会の議員は、議会の役割及び責務を認識し、市民の信託に応えるため、誠実に職務を遂行しなければならない。

【解説】

「市議会」の責務を定めたものです。

市議会は、市民の直接選挙という民意の代表から構成される市の意思決定機関であるとともに、市政の発展と市民福祉の向上を図るため、地方自治法に定められた権能を発揮し、市政経営が適切に行われているか監視・抑制をするものと定めました。

また、市民の意思を代表し市政に反映させ、市民の信託に応えることが、議会（議員）の役割として重要であるため、「公正、公平な開かれた議会運営」、「積極的な調査活動」、「誠実な職務執行」についても定めています。

(市の責務)

- 第7条 市は、第3条の基本理念にのっとり、共有、参画及び協働を基本とし、まちづくりを推進しなければならない。
- 2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報を分かりやすく提供するとともに、当該まちづくりに関して市民に説明し、及び市民の疑義に応答する責任を果たさなければならない。
- 3 市は、より多くの市民がまちづくりに参画できるよう、多様な参画方法を用意しなければならない。
- 4 市は、市民の自治能力形成のため、市民の自主的及び自立的活動を支援し、市民との協働に努めなければならない。

【解説】

主役である市民と協働してまちづくりを進めるパートナーである「市」の責務（原則）を定めたものです。

市役所は「市民に役に立つ所」であり、「共有・参画・協働」により、まちづくりを推進していかなければなりません。そのために、情報提供はもちろんのこと、市民に対する説明責任及び応答責任を責務として定めています。

また、状況に適した市民参画の仕組みづくりに努めるとともに、市民の自治能力向上のため、その後押し（支援）を担うのが市の役割であると定めました。

第3章 情報共有

(情報の共有)

- 第8条 市は、市民の知る権利を保障し、市民及び市が互いに情報を共有するために、市のまちづくりに関する情報を市民に分かりやすい形で提供しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関する条例の制定及び施策の実施については、その過程において、市民から広く意見を求めるとともに、当該意見に対する市の考え方を公表するよう努めなければならない。

【解説】

参画への欠かせない条件である市民と市の情報共有の原則について定めたものです。

市が市民の知る権利を保障し、説明責任を果たすためには、それぞれの過程において適正で多様な方法を用意する必要がある。

ります。

また、情報の共有は市民と市が互いに課題を共有するためのものであり、その情報をより有効に活用していくため、市は市民からの意見を広く求め、それに対する考え方を公表するものとしています。

(説明・応答の責任)

第9条 市は、まちづくりに関する事項に関し、市民に分かりやすく説明する責任を負わなければならない。

2 市議会及び市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかに応答する責任を負わなければならない。

3 市民は、意見、要望等を述べる場合及び必要により応答する場合には、常に公共性を意識するよう努めなければならない。

【解説】

情報共有のひとつである説明責任、応答責任について定めたものです。

協働のまちづくりを推進するためには、市は、市民に対し情報を提供するだけでなく、わかりやすく説明する責任があります。

また、それぞれの信頼関係を築くため、市議会と市は市民からの意見、要望に対し、速やかに応答する一方、市民は意見、要望を述べるにあたり、公共性を意識する必要があるとしています。

(個人情報の保護)

第10条 市議会及び市は、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報の保護に努めるとともに、その必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市民の基本的人権を尊重し、擁護するために個人情報の保護を定めたものです。

第4章 まちづくりへの参画

(市の役割)

第11条 市は、まちづくりへの市民の参画が保障されるよう、市のまちづくりに関する条例の制定、計画の策定及び施策の実施にあたっては、その企画立案、実施、評価等の各段階において、分かりやすく情報を提供するとともに、多様な参画方法を用意するよう努めなければならない。

【解説】

市民のまちづくり参画に向けた市の役割を定めたものです。

これまで様々な場面で、市民参加・参画は取り入れられていますが、まだ不十分であると考えられることから、今後は、状況に応じ、企画立案、実施、評価といったそれぞれの過程においても多様な市民参画の仕組みづくりを心掛けるものとしています。

具体的な一例としては、従来多く見られた団体長の充て職や、市の原案に対し市民が意見を述べるだけといった各種会議等の

あり方などについて、適正に検討していくことなどが考えられます。

(市民の役割)

第12条 市民は、市のまちづくりに関する条例の制定、計画の策定及び施策の実施にあたっては、その企画立案、実施、評価等の各段階において、自主的及び自立的に参画するよう努めなければならない。

【解説】

市民のまちづくり参画に向けた役割を定めたものです。

市が行う仕組みづくりに対し、市民が参画というかたちで応えるものです。

第5章 協働(パートナーシップ)体制の整備

(協働のための環境整備)

第13条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、人材育成、活動拠点、情報提供等の協働を支える環境を整備するものとする。

【解説】

市民と市の協働体制を整備することにより、まちづくりを推進していくことを定めたものです。

環境整備の中心は市にありますが、市民と市がそれぞれの立場や役割を自覚し、相互に補完・協力していくことにより、信頼を基盤とした協力関係を築いていくことができます。

(生涯学習によるまちづくり)

第14条 市民及び市は、誰もが自ら学びたいときにいつでも学べる環境を整えるよう努め、生涯学習を通じたまちづくりを積極的に進めるものとする。

2 市は、市民の自治能力形成を支援し、まちづくりへの参画を促進するために、生涯にわたる多様な学習機会を提供するとともに、その学習成果をまちづくりに生かすことができるよう努めるものとする。

【解説】

生涯学習によるまちづくりについて述べたものです。

ここでいう生涯学習は社会教育に限らず、学校教育を含めた広い概念として使用しています。

子どもからお年寄りまで、様々な場面での学習成果を生かしながら、地域社会の活性化を図っていくことは重要であり、そのためには市民と市による生涯学習の推進が不可欠となります。

(人づくり)

第15条 市民は、協働の大切さを認識するために、様々な機会をとらえて、まちづくりに関する学習に努めるものとする。

2 市は、市民との協働によるまちづくりをより確かなものとするために、様々な機会をとらえて、市職員等の研修及び学習に努めるものとする。

【解説】

協働を推し進めるなかで、その基本となる個人一人ひとりの人づくりについて述べたものです。

市民も市職員も、自治形成能力を高めるため、研修や学習だけでなく、実践を通じた自己啓発に励むことが必要です。

そして、それらにより一人ひとりの意識改革がなされ、まちづくりの核となるリーダーが育つなど、人づくりによる自主的なまちづくりに発展していくことが期待されます。

第6章 まちづくり団体

(まちづくり団体の役割)

第16条 まちづくり団体は、それぞれの団体の自主性並びに主体性を尊重するとともに、相互に連携し、及び助け合うものとする。

【解説】

第6章では互助機能の形成において重要な役割を担う自治会や、まちづくりの重要な担い手であり、県内有数の活動数がある市民活動団体について、単独の章立てとして、その重要性を訴えています。

まちづくり団体の役割は、それぞれの団体が独自性を持ちながらまちづくりを推し進めるとともに、互いに連携しあい、助け合うことも重要であるとしています。

人員不足等により、効果的な活動が行えない団体同士が、ひとつの目的のもとに一緒になって活動していくといったことも視野にいられています。

(自治会への参加及び支援)

第17条 市民は、地域を基盤とした互助による活動を行う自治会に参加し、地域に根ざしたまちづくりに努めるものとする。
2 市は、自治会の自主性及び主体性を尊重し、その活動に対して必要な支援をするものとする。

【解説】

自治会について定めたものです。

少子高齢化が進行するなかで、日光市は県内においても特に高齢化率が高く、多くの高齢化集落が存在しています。

そのようななか、全国的に災害や凶悪犯罪等も増加傾向にあり、防災や防犯等の安全安心のまちづくりを確立するためには、地区の互助機能を担う自治会は重要な地縁団体であると考えられます。

そのため、市民は自治会(地域)活動の大切(重要)さを認識し、市は自治会活動に対し支援をしていく必要があります。

(市民活動団体への参加及び支援)

第18条 市民は、市内に活動の拠点を置き、かつ、ボランティア活動等営利を目的としない団体である市民活動団体に参加し、それぞれの目的に応じたまちづくりに努めるものとする。
2 市は、市民活動団体の自主性及び主体性を尊重し、その活動に対して必要な支援をするものとする。

【解説】

日光市の特色である市民活動団体について定めたものです。

地縁団体とは別に、共通の目的のもとに形成される市民活動団体は、まちづくりを担う重要な団体であり、今後、市民の積極的な参加により、多様な団体が増え、市や民間企業、他の団体等と協働してまちづくりが進むことを期待しています。

第7章 住民投票

(住民投票)

第19条 市は、まちづくりに関する重要な事項について、直接市民(市内において活動する団体を除く。)の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。
2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
3 市長は、前項の規定による住民投票に関し定める条例に基づき住民投票を行うときは、その目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。

【解説】

住民投票について定めたものです。

市民参画の最終的な手段として、住民投票制度を設けることができるとしています。

住民投票制度は、どうしても解決の方向が見出せない場合の最終手段として位置づけられるべきものであり、安易にすべきものではありません。

実施する場合には、その案件に応じ、十分な議論を行ったうえで、必要な事項を別に定め、その取扱いについても明確にすべきであると決めました。

第8章 行政及び財政の運営

(総合計画等)

第20条 市は、総合的かつ計画的な市政の経営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画並びに個別分野ごとの計画(以下「総合計画等」という。)を策定しようとするときは、この条例の基本理念にのっとり、市民の参画を得ながら策定するものとする。

【解説】

市の最上位計画である総合計画をはじめ、重要な計画等が本条例の基本理念に則り、市民参画のうえで策定されることを定めたものです。

(まちづくり評価)

第21条 市は、まちづくりの課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政経営を進めるための評価(以下「まちづくり評価」という。)を行い、その結果を市民に公表するものとする。
2 前項のまちづくり評価は、社会情勢、市民意識等の変化に対応し、常に最も効果的な方法で行うものとする。

【解説】

まちづくりに対する評価について定めたものです。

総合計画の進捗管理や行政評価など、市の施策に対する評価を「まちづくり評価」と位置づけ、その評価の必要性和市民への情報提供を定めました。

また、評価方法については、まちづくりの状況の変化に対応し、常に見直し、最も効果的な方法で行うものとしています。

(財政の仕組み)

第22条 市は、前2条の規定による総合計画等及びまちづくり評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表するものとする。

【解説】

財政運営について定めたものです。

財政運営は、総合計画等やまちづくり評価と連動することにより運営していくべきと定めました。

また、財政状況は市民にわかりやすいかたちで公表していくことが必要としています。

第9章 危機管理

(危機管理)

第23条 市は、常に緊急時や不測の事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するため、市民及び国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援を図り、安全で安心して生活できるまちづくりを推進しなければならない。

2 市民は、自ら災害等不測の事態に備え、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めなければならない。

【解説】

従来は想定していなかった規模の大災害や感染症が現実のものとなったことにより、浮き彫りとなった危機的な状況への備えの重要性を踏まえ、市民の安全・安心を基本としたまちづくりをこれまで以上に推進する必要があります。

そのため、市は、すべての市民や関係団体等との協力・連携によって危機管理体制の強化を図ること、また市民自らも、連携・協力体制の構築に努める必要があるとしています。

(2012年条文追加、2021年解説一部改正)

第10章 連携

(地域間の連携)

第24条 市民は、それぞれの地域が育んできた歴史、文化等を認め合いながら、地域間での連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

【解説】

第10章では様々な連携の重要性について述べています。

日光市は全国で第3位、栃木県の約4分の1の広大な面積を

有し、また、旧5市町村が特色のある歴史・伝統を併せ持っています。

その特色ある日光市が、新たな可能性として発展していくため、市内の各地域においてもその多様性を認め合いながら連携を図っていくこととしています。

(広域連携)

第25条 市は、他の市町村、県、国及びその他の機関との情報共有並びに相互理解のもと、広域的な連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

【解説】

近隣自治体や県、国といった広域的な機関等と連携を図りながら、まちづくりを推進していくことを定めています。

また、ここには姉妹都市や各種協定を締結している自治体、民間企業等との連携も含んでいます。(2021年一部改正)

(国際的な連携)

第26条 市は、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、積極的に国際的な連携を図り、国際観光文化都市としてのまちづくりを推進するものとする。

【解説】

国際観光文化都市「日光」としての国際的な連携について述べています。

世界的にも有名な資源を数多く持つ日光市として、また、国際交流によるグローバル共生の心を育むため、国外の姉妹都市との市民交流や国外への情報発信等、国際的な連携を図り、まちづくりの推進を図るものとしています。

第11章 条例の位置付け

(最高規範性)

第27条 この条例は、日光市におけるまちづくりの最高規範であって、まちづくりのあらゆる活動は、この条例の規定に即して実施されなければならない。

2 市は、他の条例、規則その他の規定の制定及び改廃に当たっては、この条例の規定に即し、かつ、適合させなければならない。

【解説】

この条例を、市政運営の最高規範（行動・判断の基盤）として位置づけたものです。

そして、他の条例等についてもこの条例の理念に基づき判断されるべきであるとしています。

(条例の検討及び見直し)

第28条 市は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例を守り育てるための検討をしなければならない。

2 市は、前項の検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて必要な措置を講じなければならない。

【解説】

条例の検討及び見直しについて定めたものです。

まちづくり基本条例は、市民の力で「育てていく条例」です。

今後、市民がこの条例とともに自治意識の心を高め、成長していくことを期待するとともに、この条例は不変のものではなく、成長した市民によって更なる成長をしていくことを願っています。

そして、市民がいつまでもこの条例を愛し続けることができるよう、一定の期間ごとに検討・見直しをしていくことを定めています。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日条例第21号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



～条例制定の経緯～

2006(平成18)年12月	「日光市まちづくり基本条例を考える市民会議」を公募委員と市内の市民活動団体や各地域からの推薦委員 16 名で設置
2006(平成18)年12月 ～2007(平成19)年11月	市民会議（全10回）、分科会（全10回）を開催し、まちづくり基本条例の構成、具体的な内容について検討
2007(平成19)年11月29日	市民会議が日光市に「市長への提言書」を提出
2008(平成20)年3月	2008（平成20）年第1回市議会定例会において、まちづくり基本条例が議決
2008(平成20)年4月1日	日光市まちづくり基本条例施行

～条例改正、検討の経緯～

検討 第一 回	2011(平成23)年6月	「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」を公募委員と市民活動団体や各地域からの推薦委員 20 名で設置
	2011(平成23)年6月～ 11月	市民会議(全7回)を開催し、基本条例の改正の必要性や条例の周知啓発について検討 □条例改正の必要性について 東日本大震災を受けて危機管理について協議し、条例改正の必要性があるとの結論
	2011(平成23)年11月30日	市民会議が日光市に「まちづくり基本条例」見直しに関する提案書を提出
	2012(平成24)年3月	2012(平成24)年第1回市議会定例会において、まちづくり基本条例の一部を改正する条例を議決
	2012(平成24)年4月1日	日光市まちづくり基本条例の一部を改正する条例施行 □第1章第2条「市民の定義」に「事業者」を追加 □第9章第23条に新たに「危機管理」を追加
検討 第二 回	2015(平成27)年6月	「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」を市民活動団体や各地域からの推薦委員 15 名で設置
	2015(平成27)年6月 ～11月	市民会議(全8回)と市役所若手職員で構成された検討委員会とともに、合同で検討(合同会議7回) □条例改正の必要性について 「まちづくりの基本理念、ルールとして、現時点では必要とされていることは網羅されており、条例改正の必要性はない」 □まちづくり基本条例の普及等に必要な取組について
	2015(平成27)年11月30日	市民会議が日光市に「まちづくり基本条例」普及に関する提案書を提出

検討 第 三 回	2020(令和2)年2月	「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」を市民活動団体や各地域からの推薦委員15名で設置
	2021(令和3)年5月 ～7月	市民会議(3回)を開催し、基本条例の改正の必要性や条例の周知啓発について検討 □条例改正の必要性について 民法の一部改正(成年年齢の引き下げ)、新たな視点(関係人口、民間活力の活用促進、感染症対策)を中心に協議し、条例改正の必要性があるとの結論
	2021(令和3)年10月8日	市民会議が日光市に「まちづくり基本条例」見直しに関する提案書を提出
	2022(令和4)年3月	2022(令和4)年第1回市議会定例会において、まちづくり基本条例の一部を改正する条例を議決
	2022(令和4)年4月	日光市まちづくり基本条例の一部を改正する条例施行 □第2章第4条第2項「青少年」の定義を「年齢18歳未満」に改正



(日光市まちづくり基本条例に関するお問い合わせは)

日光市企画総務部総合政策課政策調整係

〒321-1292 日光市今市本町1番地
TEL 0288-21-5131 FAX 0288-21-5137
E-mail seisaku@city.nikko.lg.jp
URL <http://www.city.nikko.lg.jp>

